

軽油引取税納付申告書 (税 64308)

受付印

軽油引取税納付申告書 (令和 年 月 日 ~ 年 月 日)

用途外使用又は譲渡の日を記入

納税者の氏名又は名称: **株式会社 ○○港運**
 納税者の住所又は所在地: **神戸市長田区二葉町5丁目1-32**

個人番号又は法人番号: **兵庫県 神戸市 兵庫駅前 兵庫市民センター長 様**
 (神戸市 県税事務所)

事業用コード: **△△△△** (経理課 △△△△)
 申告年月日: **OXO** 局 **XOXO** 番

用途外使用又は譲渡の日を記入

事務用コード: **OXO** 局 **XOXO** 番

※ 送信年月日: 受付書交付年月日
 郵便番号: 郵便印
 課長 課長補佐 (任意) 担当

課税区分	数量	課税の区分	数量
(1) 特別譲渡者以外の特種事業者が燃料引取税を課税された軽油の数量	① 販売した燃料炭化水素油の数量	(4) 特別譲渡者以外の特種事業者が燃料引取税を課税された軽油の数量	① 消費した軽油の数量
	控除		② ①のうち免税用途に供した軽油の数量 (免税用途)
	除分		③ ①のうち既に燃料引取税が課税され又は課せられるべき軽油の数量
	差引計		④ ①-②-③
	差引計		⑤ ①-②-③-④
(2) 石油製品事業者が、軽油に軽油以外の炭化水素を混入し、若しくは軽油以外の炭化水素を軽油に混入して販売した軽油の数量	⑥ 販売した燃料炭化水素油の数量	(5) 石油製品事業者が、軽油に軽油以外の炭化水素を混入し、若しくは軽油以外の炭化水素を軽油に混入して販売した軽油の数量	② 消費した軽油の数量
	控除		③ ②のうち免税用途に供した軽油の数量
	除分		④ ②のうち既に燃料引取税が課税され又は課せられるべき軽油の数量
	差引計		⑤ ②-③-④
	差引計		⑥ ②-③-④-⑤
(3) 自動車事業者が、炭化水素を自動車用の燃料として消費した分の数量	⑦ 販売した燃料炭化水素油の数量	(6) 自動車事業者が、炭化水素を自動車用の燃料として消費した分の数量	③ 消費した軽油の数量
	控除		④ ③のうち免税用途に供した軽油の数量
	除分		⑤ ③のうち既に燃料引取税が課税され又は課せられるべき軽油の数量
	差引計		⑥ ③-④-⑤
	差引計		⑦ ③-④-⑤-⑥
(4) 自動車事業者が、炭化水素を自動車用の燃料として消費した分の数量	⑧ 販売した燃料炭化水素油の数量	(7) 自動車事業者が、炭化水素を自動車用の燃料として消費した分の数量	④ 消費した軽油の数量
	控除		⑤ ④のうち免税用途に供した軽油の数量
	除分		⑥ ④のうち既に燃料引取税が課税され又は課せられるべき軽油の数量
	差引計		⑦ ④-⑤-⑥
	差引計		⑧ ④-⑤-⑥-⑦
合計	⑨ ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧	合計	⑧ ⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮
納付すべき軽油引取税額	32.1 円/ℓ×⑧	納付すべき軽油引取税額	11,074 円

用途外使用又は譲渡の日を記入

特別譲渡者以外の特種事業者が燃料引取税を課税された軽油の数量

石油製品事業者が、軽油に軽油以外の炭化水素を混入し、若しくは軽油以外の炭化水素を軽油に混入して販売した軽油の数量

自動車事業者が、炭化水素を自動車用の燃料として消費した分の数量

自動車事業者が、炭化水素を自動車用の燃料として消費した分の数量

合計

納付すべき軽油引取税額

32.1 円/ℓ×⑧

11,074 円

円未満切り捨て

※ 申告期限: 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
 不申告コード: 乗車 加算金額

税 64308

〔 納 付 書 〕
キリトリセン

都道府県コード 280003 兵庫県税	振替口座 01190-2-960004番	加入者 神戸県民センター出納員	所管県税事務所 神戸 県税事務所
---------------------------	-------------------------	--------------------	---------------------

免税油使用者証に記載された
とおりの住所・氏名(名称)を記入

担当事務所を記入

神戸市長田区二葉町5丁目1-32

株式会社 ○○港運

用途外使用又は
譲渡年月日を記入

税目 25	事業者コード(課税番号)	年度 4	年分月分等 07 0406 02	連番 01	事務別 10
納期限 令和4年7月7日	税額	延滞金額	加算金額	加算延滞	合計
兵庫県	神戸 県税事務所税				¥:110:7:4
					¥:110:7:4

納期限は、用途外使用又は
譲渡の日から30日後を記入

担当事務所を記入

納付場所 兵庫 県 指 定 金 融 機 関 兵庫 県 指 定 代 理 金 融 機 関 兵庫 県 収 納 代 理 金 融 機 関 県 税 事 務 所	公金期間徴収日付印
---	-----------

51

領収証書は大切に保管してください。
納付場所等は、裏面をご覧ください。

ご 注 意

- 申告書の記載にあたっては、裏面の備考を必ずお確かめください。
- 申告書及び納付書とも複写の特殊な用紙を使用していますから、カーボン紙を使用せず、そのまま重ねてボールペンで強く書いてください。
- 申告書は、中央のミシン線で切り離したうえ、所管の県税事務所へ提出してください。
- 納付書は、右のキリトリセンで切り離したうえ、最寄りの金融機関又は県税事務所へ提出してください。
- 申告書には、納税者の氏名又は名称及び住所又は所在地をあらかじめ印字してありますが、必ず確認のうえ捺印してください。
- ※印の欄は、県税事務所において記入しますので、申告者においては記入しないでください。
- 申告期限までに正しく申告・納付してください(申告書提出期限については、裏面を参照してください)。

--	--	--

【 問合せ先 】

県民センター	県 税 務 所	郵便 番号	所 在 地	担当課	電話番号	担 当 地 域
神 戸	神 戸	653-8766	神戸市長田区二葉町 5丁目1-32 (新長田合同庁舎6階)	間 税 課	(078) 647-9147	神戸市
阪 神 南	西 宮	662-8503	西宮市櫛塚町 2-28	間 税 課	(0798) 39-1528	尼崎市・西宮市 芦屋市
阪 神 北	伊 丹	664-8522	伊丹市千僧 1丁目51	課税第2課	(072) 785-7457	伊丹市・宝塚市 川西市・三田市 猪名川町
東 播 磨	加 古 川	675-8566	加古川市加古川町 寺家町天神木 97-1	課税第2課	(079) 421-9285	明石市・加古川市 高砂市・稲美町 播磨町
北 播 磨	加 東	673-1431	加東市社字西柿 1075-2	課税第2課	(0795) 42-9343	西脇市・三木市 小野市・加西市 加東市・多可町
中 播 磨	姫 路	670-0947	姫路市北条 1丁目98	課税第2課	(079) 281-9141	姫路市・神河町 市川町・福崎町
西 播 磨	龍 野	679-4167	たつの市龍野町 富永字田井屋畑 1311-3	課税第2課	(0791) 63-5672	相生市・赤穂市 宍粟市・たつの市 太子町・上郡町 佐用町
但 馬	豊 岡	668-0025	豊岡市幸町 7-11	課税第2課	(0796) 26-3630	豊岡市・養父市 朝来市・香美町 新温泉町
丹 波	丹 波	669-3309	丹波市柏原町柏原 688	課税第2課	(0795) 73-3748	丹波篠山市 丹波市
淡 路	洲 本	656-0021	洲本市塩屋 2丁目4-5	課税第2課	(0799) 26-2030	洲本市・淡路市 南あわじ市